

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則（平成8年神奈川県規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項(2)イ中「第29条」を「第31条第1項」に改め、同表4の項(1)中「児童福祉施設」の次に「及び同法第10条の2第1項に規定するこども家庭センター」を加え、同項中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を削り、(8)を(6)とし、(9)を(7)とし、(10)を(8)とし、その次に次のように加える。

(9) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設

別表第1の4の項(11)中「(10)まで」を「(9)まで」に改め、同項(11)を同項(10)とする。

別表第2の1の表8の項(1)を次のように改める。

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、アに定める便房、エ又はオに定める便房及びケに定める便房は、それぞれを別に設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、これらを組み合わせ同一の便房に設けることができる。

ア 次に定める構造の車椅子利用者用便房（車椅子使用者が利用しやすい便房をいう。以下同じ。）を1以上設けること。

（ア） 出入口は、主たる経路に接続すること。

（イ） 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。

（ウ） 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保すること。

（エ） 出入口には、車椅子利用者用便房である旨（当該便房に介助用大型ベッド（障害者、高齢者等のおむつ交換その他の介助等の用に供するためのベッドで、長さが120センチメートル以上のものをいう。以下同じ。）を設けた場合は、その旨を含む。）を分かりやすい方法で表示すること。

イ 便所及びアに定める便房の出入口は、次に掲げるものであること。

（ア） 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。

（イ） 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。

ウ 別表第1の1の項（事務所の用に供するものに限る。以下ウにおいて同じ。）、2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。以下ウにおいて同じ。）、3の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設（用途面積が1,000平方メートル以上であるものに限る。）、同表5の項に掲げる公共的施設（用途面積が2,000平方メートル以上であるものに限る。）、同表17の項に掲げる公共的施設又は同表18の項に掲げる公共的施設（同表1の項から3の項まで、5の項又は13の項から15の項までに掲げる公共的施設を含むものであって、これらの施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上であるものに限る。）であって、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用するものにあつては、アに定める便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用できる介助用大型ベッドを当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。

エ 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設（別表第1の1の項（事務所の用に供するものに限る。以下エにおいて同じ。）、2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。以下エにおいて同じ。）、5の項、13の項及び18の項（同表1の項、2の項、5の項又は13の項に掲げる公共的施設を含むものであ

って、これらの施設の用途面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。)に掲げるものであって、不特定かつ多数の乳幼児同伴者(乳幼児を同伴する者をいう。以下同じ。)が利用するものに限る。カにおいて同じ。)にあっては、乳幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示すること。

オ エに該当する施設以外の公共的施設にあっては、乳幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示するよう努めること。

カ 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設にあっては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用できるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。

キ カに該当する施設以外の公共的施設にあっては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用できるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。

ク 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。

ケ 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた次に定める構造の便房を1以上設けること。ただし、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園にあっては、この限りでない。

(ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。

(イ) 出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房である旨を分かりやすい方法で表示すること。

コ 便所の出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の便房等を設けた便所である旨を、当該便房等の有する機能に応じて、分かりやすい方法で表示すること。

別表第2の1の表8の項(2)中「みんなのトイレのみで構成されているもの及び(1)ただし書の規定によりみんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる」を「(1)に定める構造の」に改め、同表10の項(6)中「みんなのトイレ」を「8の項(1)に定める構造の便所」に、「別表第1の10の項」を「同表10の項」に、「車椅子使用者用便房が」を「アに定める便房が」に改め、同項(6)アを次のように改める。

ア 便所内に次に定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。

(ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保すること。

別表第2の1の表10の項(6)イ中「車椅子使用者用便房」を「アに定める便房」に改め、同表12の項(1)中「又はみんなのトイレの」を「、8の項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所(介助用大型ベッドを便所以外の場所に設けた場合は、その場所を含む。以下(1)及び(2)において同じ。)」の」に、「又はみんなのトイレが」を「、同項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所が」に改め、同項(2)ア中「又はみんなのトイレの配置を表示した」を「、8の項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を表示した」に、「又はみんなのトイレの配置を容易に」を「、同項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を容易に」に改め、同項(2)イ中「又はみんなのトイレ」を「、8の項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所」に改め、同表16の項(1)中「おいて、」を「あっては、」に改め、同項中(4)を(7)とし、その前に次のように加える。

(6) (5)に該当する施設以外の公共的施設にあっては、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。

別表第2の1の表16の項(3)中「別表第1」を「用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設(別表第

1」に、「公共的施設において」を「ものに限る。）にあつては」に、「設けるよう努める」を「設ける」に改め、同項中(3)を(5)とし、その前に次のように加える。

(4) (3)に該当する施設以外の公共的施設にあつては、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けるよう努めること。

別表第2の1の表16の項(2)中「おいて」を「あつては」に改め、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) (1)に該当する施設以外の公共的施設にあつては、利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けるよう努めること。

別表第2の1の表17の項中「休憩、授乳場所等」を「休憩場所」に、「授乳の」を「の」に、「等を」を「を」に改め、同項を同表18の項とし、同表16の項の次に次のように加える。

<p>17 授乳及びおむつ交換場所</p>	<p>(1) 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設（別表第1の1の項（事務所の用に供するものに限る。以下(1)において同じ。））、2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。以下(1)において同じ。））、5の項、13の項及び18の項（同表1の項、2の項、5の項又は13の項に掲げる公共的施設を含むものであつて、これらの施設の用途面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。）に掲げるものであつて、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用するものに限る。）にあつては、次に定める構造の乳幼児同伴者の利用に供する授乳及びおむつ交換のための場所を1以上（授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設ける場合は、それぞれ1以上。ただし、便所におむつ交換のための設備を設けたときは、授乳のための場所を1以上とする。）設けること。</p> <p>ア 出入口の有効幅員は、乳幼児同伴者の利用に配慮した幅員とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>ウ 出入口は、主たる経路に接続すること。</p> <p>エ 出入口には、その場所が授乳及びおむつ交換のための場所である旨を分かりやすい方法で表示すること。ただし、授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設けた場合等は、当該場合に応じた表示をすること。</p> <p>(2) (1)に該当する施設以外の公共的施設にあつては、(1)に定める構造の乳幼児同伴者の利用に供する授乳及びおむつ交換のための場所を1以上（授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設ける場合は、それぞれ1以上。ただし、便所におむつ交換のための設備を設けたときは、授乳のための場所を1以上とする。）設けるよう努めること。</p>
-----------------------	--

別表第2の1の表に次のように加える。

<p>19 施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画</p>	<p>別表第1の1の項に掲げる公共的施設にあつては、施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画を得るよう努めること。</p>
---------------------------------------	--

別表第2の2の表4の項(1)を次のように改める。

(1) 次に定める構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。

ア 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保すること。

別表第2の2の表4の項(2)中「車椅子使用者用便房」を「(1)に定める便房」に、「同表の1の表4の項(1)イ」を「同項(1)イ」に、「同表の1の表2の項」を「同表2の項」に改める。

別表第2の4の表5の項に次のように加える。

(6) (2)アの便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用できる介助用大型ベッドを当該公園内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。

第5号様式の表8を次のように改める。

8 便所	(1) 便所の構造			
	ア 車椅子使用者用便房の構造			
	(ア) 出入口は、主たる経路に接続	適	否	
	(イ) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	適	否	
		腰掛便座	有・無	
		手すり	有・無	
		洗面器	有・無	
		鏡	有・無	
	(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保	適	否	
	(エ) 出入口に、車椅子使用者用便房である旨(介助用大型ベッドを設けた場合は、その旨を含む。)を分かりやすい方法で表示	適	否	
	イ 便所及びアに定める構造の便房の出入口の構造			
	(ア) 有効幅員は、80 cm以上	適	否	
		便所	cm	
		アの構造の便房	cm	
	(イ) 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否	
		便所	適・否	
		アの構造の便房	適・否	
	エ 乳幼児用の椅子を設けた便房を設置し、便房の出入口に、その旨を分かりやすい方法で表示	適	否	
		設置	有・無	
		表示	適・否	
	カ 乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設置	適 (設置有)	否 (設置無)	
	ク 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	適	否	
	ケ 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房の構造			
(ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	適	否		
	腰掛便座	有・無		
	手すり	有・無		

		洗面器	有・無		
		鏡	有・無		
	(イ) 出入口に、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房である旨を分かりやすい方法で表示	適	否		
	コ 出入口に、障害者等が円滑に利用することができる構造の便房等を設けた便所である旨を、当該便房等の有する機能に応じて、分かりやすい方法で表示	適	否		
		車椅子使用者用便房	有・無		
		介助用大型ベッド	有・無		
		乳幼児用の椅子	有・無		
		おむつ交換設備	有・無		
		水洗器具を設けた便房	有・無		
(2) (1)に定める構造の便所以外の便所の構造					
	ア 便所の出入口の有効幅員は、80 cm以上	適	否		
		cm			
	イ 便所及び便房の出入口の戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否		
	ウ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	適	否		
エ 便房の構造					
	(ア) 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置	適 (設置有)	否 (設置無)		
		腰掛便座	有・無		
		手すり	有・無		
(イ) 出入口の構造					
	a 有効幅員は、80 cm以上	適	否		
		cm			
	b 障害者等の通行の支障となるような段を設けない	適	否		
	c 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後の高低差がない	適	否		
	d 床面は滑りにくい材料による仕上げ	適	否		
	オ 男子用小便器は、手すり付きの床置き小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ35 cm以下) その他これらに類する小便器	適 (設置有)	否 (設置無)		
	カ 障害者等が円滑に利用できる構造で、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器の設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
		手すり	適・否		
		鏡	適・否		

第5号様式の表10中

「

ア 便所内に車椅子使用者用便房を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
--------------------	------------	------------	--	--

を

」

「

ア 車椅子使用者用便房の構造				
(ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	適	否		
	腰掛便座	有・無		
	手すり	有・無		
	洗面器	有・無		
(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保	適	否		

に、

」

「車椅子使用者用便房及び」を「アに定める構造の便房及び」に改め、同表12中「及びみんなのトイレ」を「
8(1)に定める構造の便所並びに授乳及びおむつ交換のための場所(介助用大型ベッドを便所以外の場所に
設けた場合は、その場所を含む。)」に、

「

「

エレベーター	適・否		
みんなのトイレ	適・否		

を

エレベーター等	適・否		
8(1)の構造の便所	適・否		
授乳・おむつ交換場所	適・否		
介助用大型ベッド	適・否		

に、

」

」

「

「

エレベーター	適・否		
みんなのトイレ	適・否		

を

エレベーター等	適・否		
8(1)の構造の便所	適・否		
授乳・おむつ交換場所	適・否		
介助用大型ベッド	適・否		

に

」

」

改め、同表16中

「

(2) 利用者の利用に供する会議室には、スクリーン等及びスクリーン等に文字を映し出せる機器の設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
--	------------	------------	--	--

を

」

(3) 利用者の利用に供する会議室には、スクリーン等及びスクリーン等に文字を映し出せる機器を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
(5) 利用者の利用に供する客席には、難聴者の聴力を補う設備を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		

に

」

改め、同表に次のように加える。

17 授乳及びおむつ交換場所	(1) 授乳及びおむつ交換のための場所の構造					
	ア	出入口は、乳幼児同伴者の利用に配慮した有効幅員を確保	適	否		
	イ	戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否		
	ウ	出入口は、主たる経路に接続	適	否		
	エ	出入口に、授乳及びおむつ交換のための場所である旨を分かりやすい方法で表示	適	否		

第5号様式の2の表8を次のように改める。

8 便所	(1) 便所の構造					
	ア 車椅子使用者用便所の構造					
	(ア)	出入口は、主たる経路に接続	適	否		
	(イ)	腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	適	否		
			腰掛便座	有・無		
			手すり	有・無		
			洗面器	有・無		
		鏡	有・無			
	(ウ)	車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保	適	否		
	(エ)	出入口に、車椅子使用者用便所である旨(介助用大型ベッドを設けた場合は、その旨を含む。)を分かりやすい方法で表示	適	否		
	イ 便所及びアに定める構造の便所の出入口の構造					
	(ア)	有効幅員は、80 cm以上	適	否		
			便所	cm		
			アの構造の便所	cm		
	(イ)	戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否		
便所			適・否			
アの構造の便所			適・否			

エ 乳幼児用の椅子を設けた便房を設置し、便房の出入口に、その旨を分かりやすい方法で表示	適	否		
	設置	有・無		
	表示	適・否		
カ 乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
ク 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	適	否		
ケ 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房の構造				
(ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	適	否		
	腰掛便座	有・無		
	手すり	有・無		
	洗面器	有・無		
	鏡	有・無		
(イ) 出入口に、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房である旨を分かりやすい方法で表示	適	否		
コ 出入口に、障害者等が円滑に利用することができる構造の便房等を設けた便所である旨を、当該便房等の有する機能に応じて、分かりやすい方法で表示	適	否		
	車椅子使用者用便房	有・無		
	介助用大型ベッド	有・無		
	乳幼児用の椅子	有・無		
	おむつ交換設備	有・無		
水洗器具を設けた便房	有・無			
(2) (1)に定める構造の便所以外の便所の構造				
ア 便所の出入口の有効幅員は、80 cm以上	適	否		
	cm			
イ 便所及び便房の出入口の戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否		
ウ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	適	否		
エ 便房の構造				
(ア) 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置	適 (設置有)	否 (設置無)		
	腰掛便座	有・無		
	手すり	有・無		
(イ) 出入口の構造				
a 有効幅員は、80 cm以上	適	否		
	cm			
b 障害者等の通行の支障となるような段を設けない	適	否		
c 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後の高低差がない	適	否		

	d 床面は滑りにくい材料による仕上げ	適	否		
	オ 男子用小便器は、手すり付きの床置き小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さ 35 cm以下）その他これらに類する小便器	適 (設置有)	否 (設置無)		
	カ 障害者等が円滑に利用できる構造で、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器の設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
		手すり	適・否		
		鏡	適・否		

第5号様式の2の表12中

「

(1) 車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等及びみんなのトイレの標識を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
	駐車区画	適・否		
	エレベーター	適・否		
	みんなのトイレ	適・否		
(2) 案内板その他の設備の設置				
ア 車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等及びみんなのトイレの配置を表示した案内板を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
	駐車区画	適・否		
	エレベーター	適・否		
	みんなのトイレ	適・否		
イ エレベーター等及びみんなのトイレの配置を点字及び文字の浮き彫り、音声等により視覚障害者に示すための設備を設置	適	否		

を

」

「

(1) 車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8(1)に定める構造の便所並びに授乳及びおむつ交換のための場所(介助用大型ベッドを便所以外の場所に設けた場合は、その場所を含む。)の標識を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
	駐車区画	適・否		
	エレベーター等	適・否		
	8(1)の構造の便所	適・否		
	授乳・おむつ交換場所	適・否		
	介助用大型ベッド	適・否		
(2) 案内板その他の設備の設置				
ア 車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8(1)に定める構造の便所並びに授乳及びおむつ交換のための場所(介助用大型ベッドを便所以外の場所に設けた場合は、その場所を含む。)の配置を表示した案内板を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
	駐車区画	適・否		
	エレベーター等	適・否		
	8(1)の構造の便所	適・否		
	授乳・おむつ交換場所	適・否		
	介助用大型ベッド	適・否		
イ エレベーター等、8(1)に定める構造の便所並びに授乳及びおむつ交換のための場所(介助用大型ベッドを便所以外の場所に設けた場合は、その場所を含む。)の配置を点字及び文字の浮き彫り、音声等により視覚障害者に示すための設備を設置	適	否		

に

」

改め、同表16を次のように改める。

16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(3) 利用者の利用に供する会議室には、スクリーン等及びスクリーン等に文字を映し出せる機器を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
	(5) 利用者の利用に供する客席には、難聴者の聴力を補う設備を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		

第5号様式の2の表に次のように加える。

17 授乳及びおむつ交換場所	(1) 授乳及びおむつ交換のための場所の構造			
	ア 出入口は、乳幼児同伴者の利用に配慮した有効幅員を確保	適	否	
	イ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否	
	ウ 出入口は、主たる経路に接続	適	否	
	エ 出入口に、授乳及びおむつ交換のための場所である旨を分かりやすい方法で表示	適	否	

第6号様式の表4中

「

(1) 車椅子使用者用便所の設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
------------------	------------	------------	--	--

を

」

「

(1) 車椅子使用者用便房の構造				
ア 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	適	否		
	腰掛便座	有・無		
	手すり	有・無		
	洗面器	有・無		
	鏡	有・無		
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保	適	否		

に、

」

「及び車椅子使用者用便房」を「及び(1)に定める構造の便房」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、別表第1の2の項(2)イの改正規定は公布の日から、同表4の項の改正規定は同年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）第16条第1項の規定による請求があった公共的施設等又はこの規則の施行の際現に同条例第17条第1項の規定による協議が行われている指定施設の当該請求又は当該協議に係る整備基準については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。